投資主各位

東京都港区浜松町二丁目6番2号 日本ホテルファンド投資法人 執行役員 曾 延 道 郎

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます さて、本投資法人第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます。書 面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながらまずは後記の投資主総会参考書類を ご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成21年9月7日

(月曜日)午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。 また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき 現行規約第14条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日 ご出席になられず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますの で、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第14条(みなし賛成)

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主 は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、 れらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)に ついて賛成するものとみなす。
2. 前項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、

出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

平成21年9月8日(火曜日)午前10時 1. 日 時: 東京都港区芝公園二丁目5番20号 2. 場

メルパルク東京 4階 孔雀の間

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項:

決議事項

第1号議案:規約一部変更の件

第2号議案:執行役員1名選任の件

第3号議案:補欠執行役員1名選任の件

第4号議案:監督役員2名選任の件

以上

- (お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出 くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有するほかの投資主1名 を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を 証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお
 - 願い申し上げます。 ③議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた ○破い作りた言曲により事じく破れた。○はなりなる有効な議決権行使としてお取扱いいたします。○投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

 - 投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正 後の事項を本投資法人のホームページ (http://www.nhf-reit.co.jp) に掲載 いたしますのでご了承ください。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人の資産運用 コートのアイステーペートで、イン・ステン・ファイン・ステンスを選択している。 全社であるジャパン・ステン・リート・アドバイザース株式会社による「運 用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお 願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

なお、本項において取り上げられている規約の条項の番号については、特に断りのない限り、現行規約における条項の番号を示すものとします。

① 第32条、第36条、第40条関係

「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第66号)の施行、並びに「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」という)その他投資法人に関わる法令が整備・改正されたこと等に伴い、現行規約と関連法令との字句等の統一を図るため、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

② 第28条、第32条関係

「証券取引法等の一部を改正する法律」の施行、及び投信法の改正により資産運用の対象となる資産の定義変更が行われたことに伴い、当該定義の変更その他必要な字句の修正を行うものであります。

③ 第35条関係

租税特別措置法が改正され、投資法人に係る課税の特例適用を受けるための要件の1つである借入先の定義が変更される等の改正があったことに伴い、当該定義の変更その他必要な字句の修正を行うものであります。

④ 第34条関係

租税特別措置法が改正され、投資法人に係る課税の特例適用を受けるための要件の1つである金銭の分配の額の定義が変更される等の改正があったことに伴い、当該定義の変更その他必要な字句等の修正を行うものであります。

⑤ 第27条関係

租税特別措置法が改正され、規約に一定の記載がある場合には、配当可能利益の額の算定時の負ののれんの額の調整につき、特例方法を選択することができるため追記を行うものであります。

⑥ 第5条、第15条、第28条、第38条関係

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する 法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行による投 資口の電子化に対応するため、必要な字句等の修正を行うものでありま す。

⑦ 第28条関係

投資法人の資産運用の基本方針の範囲内で必要と認められる資産への機動的な投資を可能とするため、資産運用の対象となる資産の種類について変更を行うものであります。

⑧ 第30条関係

投資法人が組入資産を貸付けする場合としては、賃借した不動産をマスターリース会社として転貸する場合も含まれることを明確にするために 新設するものであります。

- ⑨ 第36条、附則関係既に不要となった字句等を削除するものであります。
- ⑩ 第32条、第34条、第38条関係 その他、字句修正を行うとともに、条文整備等のために、所要の変更を 行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
(投資主の請求による投資口の払戻し) 第5条 本投資法人は、投資主 <u>(証券保管</u> 振替制度に関する実質投資主(以下 「実質投資主」という。)を含む。 以下同じ。)の請求による投資口の 払戻しを行わないものとする。	(投資主の請求による投資口の払戻し) 第5条 本投資法人は、投資主の請求によ る投資口の払戻しを行わないものと する。
(基準日等) 第15条 投資主総会において権利を行使す べき投資主は、本投資法人が役員会 の決議を経て法令に従い、予め公告 して定める基準日現在の最終の投資 主名簿 (実質投資主名簿を含む。以 下同じ。) に記載又は記録された投 資主とする。	(基準日等) 第15条 投資主総会において権利を行使す べき投資主は、本投資法人が役員会 の決議を経て法令に従い、予め公告 して定める基準日現在の最終の投資 主名簿に記載又は記録された投資主 とする。
2. (記載省略) 3. (記載省略)	2. (現行どおり) 3. (現行どおり)

現	 行	規	————— 約	変	更	案	
(投資熊度)				(投資熊度)			
第27条	(記載省	`略)		第27条	(現行どおり))	
2.	(記載省			2.	(現行どおり)		
3.	(記載省	`略)		3.	(現行どおり))	
4.	(記載省			4.	(現行どおり))	
5.	(記載省	`略)		5.	(現行どおり))	
	(新	設)		6. 本担	投資法人は、本	投資法人の有す	
				る資産	産の総額のうち	に占める不動産	
				等 (7	下動産(投資法	人の計算に関す	
				る規則	則第37条第3項	第2号イ、口及	
				びホル	こ掲げる資産を	いう。以下この	
				項には	おいて同じ。)	、不動産の賃借	
				権、同	司号へに掲げる	資産、地上権及	
				び地径	殳権並びにこれ	らの資産を信託	
				する作	言託の受益権を	いう。)の価額	
				の割合	今を100分の70以	人上とする。	
(資産運用の	対象とする	る特定	資産の種類、	(資産運用の対象とする特定資産の種類、			
目的及び範	囲)			目的及び範囲)			
第28条 本投	資法人は、	第26	条に定める基	第28条 本投資法人は、第26条に定める基			
本方針	に従い、	主とし	て以下に掲げ	本方針に従い、主として以下に掲げ			
る特定	資産に投資	資する。	5	る特別	定資産に投資す	る。	
(1)	(記載省	`略)		(1)	(現行どおり))	
(2) 次	に掲げる	各資産	(以下、併せ	(2) ₹	欠に掲げる各資	産(以下、併せ	
て	「不動産	司等物	」と総称し、	-	て「不動産同等	物」と総称し、	
不	動産及び	下動産	同等物を併せ	7	下動産及び不動	産同等物を併せ	
て	「不動産等	等」と;	総称する。)	_	て「不動産等」	と総称する。)	
1	(記載省				(現行どおり)		
2	(記載省			2	(現行どおり)		
3	不動産、 <u>-</u>	上地の	賃借権又は地	3	不動産、不動	産の賃借権又は	
			信託の受益権			する信託の受益	
			する金銭と併			付随する金銭と	
		するき	2括契約を含			る包括契約を含	
_	む。)			_	む。)		
4	(記載省			_	(現行どおり)		
5	(記載省			5	(30), 0 ,- , ,		
6	(記載省	`略)		6	(現行どおり))	

現 行 規 約	変
(3) 裏付けとなる資産の2分の1を	(3) 裏付けとなる資産の 2 分の 1 を
超える額を不動産等に投資する	超える額を不動産等に投資する
ことを目的とする次に掲げるも	ことを目的とする次に掲げるも
の(以下併せて「不動産対応証	の(権利を表示する証券が発行
券」と総称する。)	されていない場合を含み、以下
	併せて「不動産対応証券」と総
	称する。)
① (記載省略)	① (現行どおり)
② (記載省略)	② (現行どおり)
③ (記載省略)	③ (現行どおり)
④ (記載省略)	④ (現行どおり)
2. 本投資法人は、前項に掲げる特定	2. 本投資法人は、前項に掲げる特定
資産のほか、次に掲げる特定資産に	資産のほか、次に掲げる特定資産
投資する。	(権利を表示する証券が発行されて
	<u>いない場合を含む。)</u> に投資する。
(1) (記載省略)	(1) (現行どおり)
(2) (記載省略)	(2) (現行どおり)
(3) (記載省略)	(3) (現行どおり)
(4) (記載省略)	(4) (現行どおり)
(5) (記載省略)	(5) (現行どおり)
(6) (記載省略)	(6) (現行どおり)
(7) (記載省略)	(7) (現行どおり)
(8) (記載省略)	(8) (現行どおり)
3. 本投資法人は、第1項及び第2項	3. 本投資法人は、第1項及び第2項
に定める特定資産のほか、以下の資	に定める特定資産のほか、以下の資
産に投資する。	産に投資する。
(1) (記載省略)	(1) (現行どおり)
(2) (記載省略)	(2) (現行どおり)
(3) (記載省略)	(3) (現行どおり)
(新 設)	(4) 著作権法に基づく著作権等
(4) 不動産等の投資に付随して取得	(5) 不動産等の投資に付随して取得
が必要又は有用となる地役権そ	が必要又は有用となる地役権そ
の他の権利。	の他の権利。
(組入資産の貸付けの目的及び範囲)	(組入資産の貸付けの目的及び範囲)
第30条 (記載省略)	第30条 (現行どおり)
2. (記載省略)	2. (現行どおり)
3. (記載省略)	3. (現行どおり)

現 行 規 約 変 更 案 (新 設) 4. 本投資法人は、資産運用の一環と して、不動産を賃借した上で、当該 不動産を転貸することがある。 (資産評価の方法、基準及び基準日) (資産評価の方法、基準及び基準日) 第32条 本投資法人の資産評価の方法は、 第32条 本投資法人の資産評価の方法は、 投資法人の計算に関する規則(平成 投資法人の計算に関する規則(平成 18年内閣府令第47号)、社団法人投 18年内閣府令第47号)、社団法人投 資信託協会(以下「投資信託協会」 資信託協会(以下「投資信託協会」 という。) 制定の不動産投資信託及 という。) 制定の不動産投資信託及 び不動産投資法人に関する規則、同 び不動産投資法人に関する規則、同 協会が定めるその他の諸規則及び一 協会が定めるその他の諸規則及び一 般に公正妥当と認められる企業会計 般に公正妥当と認められる企業会計 の基準に従い、次のとおり運用資産 の基準に従い、次のとおり運用資産 の種類毎に定める。 の種類毎に定める。 (記載省略) (1) (現行どおり) (1) (2) 不動産、土地の賃借権又は地上 (2) 不動産、不動産の賃借権又は地 権を信託する信託の受益権(第 上権を信託する信託の受益権 28条第1項第2号③に定めるも (第28条第1項第2号③に定め \mathcal{O}) ろもの) 原則として、信託財産が(1)に 原則として、信託財産が(1)に 掲げる資産の場合は(1)に従っ 掲げる資産の場合は(1)に従っ た評価を行い、金融資産の場合 た評価を行い、金融資産の場合 は一般に公正妥当と認められる は一般に公正妥当と認められる 企業会計の基準に従った評価を 企業会計の基準に従った評価を 行った上で、これらの合計額か 行った上で、これらの合計額か ら負債の額を控除して当該信託 ら負債の額を控除して当該信託 の受益権の持分相当額を算定し の受益権の持分相当額を算定し

た価額とする。

(現行どおり)

(3) (現行どおり) (現行どおり)

(4)

(5)

た価額とする。

(記載省略)

(記載省略)

(記載省略)

(3)

(4)

(5)

現 行 規 約

(6) 有価証券(第28条第1項第3号、第2項第3号に定めるもの)

当該有価証券の市場価格がある 場合には、市場価格に基づく価 額(取引所における取引価格、 <u>証券</u>業協会等が公表する価格又 はこれらに準じて随時売買換金 等を行うことができる取引シス テムで成立する取引価格をい う。以下同じ。)とする。市場 価格がない場合には、合理的な 方法により算定された価額とす る。また、付すべき市場価格又 は合理的に算定された価額は、 評価の精度を高める場合を除 き、毎期同様な方法により入手 するものとする。市場価格及び 合理的に算定された価格のいず れも入手できない場合には、取 得原価で評価することができる ものとする。

- (7) (記載省略)
- (8) (記載省略)

変 更 案

(6) 有価証券(第28条第1項第3号、第2項第3号に定めるもの)

当該有価証券の市場価格がある 場合には、市場価格に基づく価 額(金融商品取引所における取 引価格、認可金融商品取引業協 会等が公表する価格又はこれら に準じて随時売買換金等を行う ことができる取引システムで成 立する取引価格をいう。以下同 じ。)とする。市場価格がない 場合には、合理的な方法により 算定された価額とする。また、 付すべき市場価格又は合理的に 算定された価額は、評価の精度 を高める場合を除き、毎期同様 な方法により入手するものとす る。市場価格及び合理的に算定 された価格のいずれも入手でき ない場合には、取得原価で評価 することができるものとする。

- (7) (現行どおり)
- (8) (現行どおり)

現 行 規 約

- (9) デリバティブ取引にかかる権利 (第28条第2項第8号に定める もの)
 - ① 取引所に上場している各取引により生じる債権及び債務基準日における当該取引所の 終価格(終値、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))に基づき算出した価額により評価する。なお、基準日において最終価格がない場合には、基準日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。
 - ② 取引所の相場がない非上場の 各取引により生じる債権及び 債務市場価格に準ずるもり算定 された価額。なお、時価評価 に当たっては、最善の見積り 額を使用するものとするるが、 公正な評価額を算定すること が極めて困難と認められる場 合には、取得価額により評価 する。
 - ③ (記載省略)
- (10) (記載省略)
- 2. 資産運用報告等に価格を記載する 目的で、前項と異なる方法で評価す る場合には、下記のように評価する ものとする。

変 更 案

- (9) デリバティブ取引にかかる権利 (第28条第2項第8号に定める もの)
 - ① 金融商品取引所に上場してい るデリバティブ取引により生 じる債権及び債務 基準日における当該金融商品 取引所の最終価格(終値、終 値がなければ気配値(公表さ れた売り気配の最安値又は買 い気配の最高値、それらがと もに公表されている場合には それらの仲値))に基づき算 出した価額により評価する。 なお、基準日において最終価 格がない場合には、基準日前 直近における最終価格に基づ き算出した価額により評価す る。
 - ② 金融商品取引所の相場がない 非上場のデリバティブ取引により生じる債権及び債務 市場価格に準ずるものとして 合理的な方法により算定され た価額により評価する。なお、時価評価に当たっては、 最善の見積り額を使用するものとするが、公正な評価額を 算定することが極めて困難と 認められる場合には、取得価額により評価する。
- ③ (現行どおり)
- (10) (現行どおり)
- 2. 資産運用報告等に価格を記載する 目的で、前項と異なる方法で評価す る場合には、下記のように評価する ものとする。

現	行	規	約		変	更	案
(1)	(記:	馘省略)		((1)	(現行どおり)
(2)	不動産、	地上権又	は土地の賃借	. ((2)	不動産、地上権	又は不動産の賃
	権を信託	する信託	<u></u> の受益権及ひ			借権を信託する	<u></u> 信託の受益権及
	不動産に	関する匿	名組合出資持	:		び不動産に関す	る匿名組合出資
	分				;	持分	
,	信託財産	又は匿名	組合の構成資		,	信託財産又は匿	名組合の構成資
	産が(1)	に掲げる質	資産の場合は			産が前号に掲げ	る資産の場合は
	<u>—</u> 前号に従	った評価	を、金融資産			 前号に従った評	価を、金融資産
	の場合は	一般に公	正妥当と認め		の場合は一般に公正妥当と認め		
	られる企	業会計の	基準に従った		られる企業会計の基準に従った		
	評価をし	た上で、	これらの合計		評価をした上で、これらの合計		
:	額から負	債の額を	控除して当該		額から負債の額を控除して当該		
	匿名組合	出資持分	相当額又は信		匿名組合出資持分相当額又は信		
	託受益権	の持分相	当額を算定し			託受益権の持分	相当額を算定し
	た価額					た価額	
3.	(記:	馘省略)		3.		(現行どおり)
(金銭の分	配の方針	·)		(金銭)	の分	配の方針)	
第34条 分	配方針			第34条	分	配方針	
本投資法人は、原則として以下の				本投資法人は、原則として以下の			
方針に基づき分配を行うものとす			方針に基づき分配を行うものとす				
る。			1	5.			
(1)	(記:	馘省略)		((1)	(現行どおり)

現 行 規 約

- (2) 分配金額は、租税特別措置法第 67条の15 (以下「投資法人にかかる課税の特例規定」という。) に規定される本投資法人 の配当可能所得の金額 (以下 「配当可能所得金額」という。) の100分の90に相当する 金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額 とする。なお、本投資法人は要と 認められる長期修繕積立金、文びこれらに類する積立金等を積み立てることができる。
- (3) (記載省略)

(4) 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、利益の金額が配当可能所得金額の100分の90に相当する金額に満たない場合又は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、第2号で定める分配金額に、決算期に計上する減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した額を加算した額を、利益の金額を超えて金銭で分配

することができる。また、上記 の場合において金銭の分配金額

が投資法人にかかる課税の特例

規定における要件を満たさない 場合には、当該要件を満たす目

的をもって本投資法人が決定し

た金額をもって金銭の分配をす

ることができる。

変 更 案

- (2) 分配金額は、租税特別措置法第 67条の15(以下「投資法人にか かる課税の特例規定」とい う。) に規定される配当可能利 益の額(以下「配当可能利益の 額」という。) の100分の90に 相当する金額(法令改正等によ り当該金額の計算に変更があっ た場合には変更後の金額とす る。)を超えて分配するものと して、本投資法人が決定する金 額とする。なお、本投資法人は 資産の維持又は価値向上に必要 と認められる長期修繕積立金、 支払準備金、分配準備積立金及 びこれらに類する積立金等を積 み立てることができる。
- (3) (現行どおり)
- (4) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、利益の金額が配 当可能利益の額の100分の90に 相当する金額に満たない場合又 は経済環境、不動産市場、賃貸 市場等の動向により本投資法人 が適切と判断する場合、当該営 業期間に係る利益の金額に、決 算期に計上する減価償却額に相 当する金額を限度として、本投 資法人が決定した額を加算した 額を、利益の金額を超えて金銭 で分配することができる。ま た、上記の場合において金銭の 分配金額が投資法人にかかる課 税の特例規定における要件を満 たさない場合には、当該要件を 満たす目的をもって本投資法人 が決定した金額をもって金銭の 分配をすることができる。

現	行	規	約
270	.1.1	ハル	ルコ

(5) 分配金の分配方法

分配金は、金銭により分配する ものとし、決算期における最終 の投資主名簿に記載又は記録の ある投資主又は登録投資口質権 者を対象に、原則として決算期 から3ヶ月以内に投資口の<u>所有</u> 口数に応じて分配する。

2. (記載省略)

(借入金及び投資法人債発行の限度額等) 第35条 本投資法人は、運用資産の着実な 成長並びに効率的な運用及び運用の 安定性に資するため、資産の取得、 修繕費若しくは分配金の支払い、本 投資法人の運営に要する資金、若し くは債務の返済(敷金・保証金並び に借入金及び投資法人債の債務の返 済を含む。) 等の資金の手当てを目 的として、資金を借入れ(コール市 場を通じる場合を含む。) 又は投資 法人債(短期投資法人債を含む。以 下本条において同じ。) を発行する ことができる。なお、資金を借入れ る場合は、金融商品取引法に規定す る適格機関投資家からの借入れに限 るものとする。

- 2. (記載省略)
- 3. (記載省略)

変 更 案

(5) 分配金の分配方法 分配金は、金銭により分配する ものとし、決算期における最終 の投資主名簿に記載又は記録の ある投資主又は登録投資口質権 者を対象に、原則として決算期 から3ヶ月以内に対応する 口の口数に応じて分配する。

2. (現行どおり)

(借入金及び投資法人債発行の限度額等) 第35条 本投資法人は、運用資産の着実な

成長並びに効率的な運用及び運用の 安定性に資するため、資産の取得、 修繕費若しくは分配金の支払い、本 投資法人の運営に要する資金、若し くは債務の返済 (敷金・保証金並び に借入金及び投資法人債の債務の返 済を含む。) 等の資金の手当てを目 的として、資金を借入れ(コール市 場を通じる場合を含む。) 又は投資 法人債(短期投資法人債を含む。以 下本条において同じ。) を発行する ことができる。なお、資金を借入れ る場合は、租税特別措置法第67条の 15第1項第1号ロ(2)及び同法施行 規則第22条の19第1項に規定される 機関投資家からの借入れに限るもの とする。

- 2. (現行どおり)
- 3. (現行どおり)

(<u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬 の支払いに関する基準)

第36条 本投資法人が、運用資産の運用を 委託する投資信託委託業者(以下 「資産運用会社」という。)に支払 う報酬の計算方法及び支払いの時期 は、次のとおりとする。

1. 報酬体系

(1) 運用報酬1

本投資法人が保有する総資産 (*1)の前期平均残高(* 2)に本投資法人及び資産運用 会社が別途合意する料率(但 し、上限1.0%)を乗じた金額 (円単位未満切捨て)とする。

- (*1) 総資産とは、現預金残 高・有価証券残高・有 形固定資産・無形固定 資産の合計をいう。
- (*2) 前期平均残高とは、各 営業期間の直前の営業 期間の各月末時点の総 資産を合計した金額を 当該直前の営業期間の 月数で除することによ り算出する。但し、第 3期の報酬については 上場後の実質運用開始 日が属する月の翌月 (平成18年7月) 以降 第2期の決算期(平成 19年3月末日)までを 直前の営業期間とみな して前期平均残高の計 算を行う。
- (2) (記載省略)
- (3) (記載省略)

変 更 案

(<u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬の支払いに関する基準)

第36条 本投資法人が、運用資産の運用を 委託する<u>資産運用会社</u>(以下「資産 運用会社」という。)に支払う報酬 の計算方法及び支払いの時期は、次 のとおりとする。

1. 報酬体系

(1) 運用報酬1

本投資法人が保有する総資産 (*1)の前期平均残高(* 2)に本投資法人及び資産運用 会社が別途合意する料率(但 し、上限1.0%)を乗じた金額 (円単位未満切捨て)とする。

- (*1) 総資産とは、現預金残 高・有価証券残高・有 形固定資産・無形固定 資産の合計をいう。
- (*2) 前期平均残高とは、各営業期間の直前の営業期間の各月末時点の総資産を合計した金額を当該直前の営業期間の月数で除することにより算出する。

- (2) (現行どおり)
- (3) (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案			
(4) (記載省略)	(4) (現行どおり)			
2. (記載省略)	2. (現行どおり)			
(諸費用の負担)	(諸費用の負担)			
第38条 (記載省略)	第38条 (現行どおり)			
2. 前項に加え、本投資法人は、以下	2. 前項に加え、本投資法人は、以下			
に掲げる費用を負担する。	に掲げる費用を負担する。			
(1) 投資証券の発行及び上場に関す	(1) <u>投資口</u> の発行及び上場に関する			
る費用_(券面の作成、印刷及び	費用			
交付にかかる費用を含む。)				
(2) (記載省略)	(2) (現行どおり)			
(3) 目論見書 <u>及び金融商品取引法第</u>	(3) 目論見書の作成及び交付にかか			
13条第1項に定める有価証券の	る費用			
募集又は売出しのための資料の				
作成及び交付にかかる費用				
(4) (記載省略)	(4) (現行どおり)			
(5) (記載省略)	(5) (現行どおり)			
(6) (記載省略)	(6) (現行どおり)			
(7) (記載省略)	(7) (現行どおり)			
(8) (記載省略)	(8) (現行どおり)			
(9) (記載省略)	(9) (現行どおり)			
(10) (記載省略)	(10) (現行どおり)			
(11) (記載省略)	(11) (現行どおり)			
(資産の運用、保管及びその他の業務及び	(資産の運用、保管及びその他の業務及び			
事務の委託)	事務の委託)			
第40条 本投資法人は、投信法に基づき、	第40条 本投資法人は、投信法に基づき、			
資産の運用にかかる業務を投資信託				
委託業者に、また、資産の保管にか				
かる業務を資産保管会社に委託す	業務を資産保管会社に委託する。			
る。				
2. (記載省略)	2. (現行どおり)			

	現	行	規	約		変	更		案	
第35条 券取引 法律第 (以下 を生し	文定のう ※及び第 法の一 第65号) 「効力 ごる。 対則は、	38条に係 部を改正 第3条及 発生日」	る改定の する法律 び第59 という。	条、第32条、 D効力は、証 性(平成18年 その施行の日)から効力 後これを削除			(削	除)		
改定:	平成18	年11月 4 年 3 月28 年 9 月11	3日		改定:	平成17 ⁴ 平成18 ⁴ 平成19 ⁴ 平成21 ⁴	∓3月28 ∓9月11	日日		

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員實延道郎から、平成21年11月9日をもって任期満了となることを踏まえ、本投資主総会の終結をもって一旦辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、執行役員の任期は規約第17条第2項の規定により、就任する平成21年9月8日より2年間とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成21年8月11日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出された議案であります。

また、当該執行役員候補者からは平成21年8月11日付で就任の承諾を得ております。

執行役員候補者は次のとおりです。

(生年月日) 主 要	略 歴
昭和52年4月 平成10年5月 中央信託銀行 (営業譲渡) 平成12年4月 中央三井信記 (合併により 平成12年11月 平成13年5月 平成13年5月 平成15年2月 ア成15年2月 ア成16年6月 平成16年6月 平成16年8月 ジャパン・ス 代表取締役者 平成17年3月	展道拓殖銀行 入社 技店 支店長 行株式会社 西蒲田支店 支店長 こより社名変更) 任銀行株式会社 西蒲田支店 支店長 り社名変更) 全画部 担当部長 引支店兼東虎ノ門支店 支店長 リート・アドバイザーズ株式会社(出向) 那部付部長、業務企画部長、業務部長) 任銀行株式会社 不動産投資顧問部 トテル・リート・アドバイザーズ株式会社 社長 就任(現職) 任銀行株式会社 退職 ファンド投資法人執行役員 就任(現職)

- 1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 2. 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社の代表取締役であります。平成17年10月4日付にて金融庁長官より投資信託委託業者の取締役についての改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第13条(現:金融商品取引法第31条の4第4項)に基づく兼職承認を取得しております。
- 3. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般 を執行しております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え補欠執行役員1名 の選任をお願いするものであります。

補欠執行役員選任に関する本議案は、平成21年8月11日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

また、当該補欠執行役員候補者からは平成21年8月11日付で就任の承諾を得ております。

なお、当該補欠執行役員候補者の補欠執行役員選任については、執行役員就 任前に限り、役員会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせ ていただきます。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	主	要	略	歴
有 働 和 幸 (昭和33年4月18日)	昭和57年4月 平成2年4月 平成5年1月 平成7年10月 平成11年6月 平成13年4月 平成14年10月 平成14年11月 平成16年11月	株式会社三井銀行入 株式会社太陽神戸三 長代理(合併による 株式会社さくら銀行 (社名変更) 同社 名古屋駅前支 同社 多摩支店 副 株式会社三井住友銀 (合併による社名変) 同社 本店(東京) タイへイ株式会社 ! 株式会社三井住友銀 ジャパン・ホテル・ 入社 財務部長(現)	##銀行 三田通 社名変更) 六本木 方本木 高 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	融資第二課 副長部 上席部長代理

- 1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 2. 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員藤原憲一及び御宿哲也から、平成21年11月9日をもって任期満了となることを踏まえ、本投資主総会の終結をもって一旦辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案において、監督役員の任期は規約第17条第2項の規定により、就任する平成21年9月8日より2年間とします。

当該監督役員候補者からは平成21年8月11日付で就任の承諾を得ております。 監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	主	要 略 歴
		昭和38年4月昭和42年7月昭和45年10月昭和48年6月昭和51年4月昭和61年4月昭和61年4月平成2年2月平成13年6月	株式会社東京証券取引所入所 アーサーアンダーセン会計事務所入所 公認会計士登録 監査法人サンワ事務所設立 社員 同監査法人 代表社員 サンワ・等松青木監査法人 代表社員(合 併により名称変更) 監査法人トーマツ 代表社員(合併により 名称変更) 同監査法人 本部 Executive Management Member (専務代表社員、東京事務所地区代 表社員)
1	藤 原 憲 一 (昭和15年1月14日)	平成17年6月 平成17年7月	同監査法人 退職 公認会計士藤原憲一事務所 所長 (現職) 日本コンベンションサービス株式会社 非 常勤監査役 就任
		平成17年11月	三井倉庫株式会社 非常勤監査役 就任 日本ホテルファンド投資法人監督役員 就 任(現職)
		平成17年12月	株式会社サティスファクトリーインターナショナル 非常勤監査役 就任 (現職)
		平成18年5月	東京応化工業株式会社 特別委員会委員 (現職)
		平成18年6月	同社 補欠監査役 就任 (現職)
		平成19年5月	財団法人川村理化学研究所 非常勤監事 就任(現職)
		平成21年6月	株式会社新銀行東京 非常勤監査役 就任 (現職)

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	主	要	略	歴
		平成5年4月 平成12年12月 平成14年9月 平成14年10月 平成15年11月 平成17年6月 平成17年11月 平成17年12月 平成17年12月 平成19年3月 平成20年4月	弁飯同中総会静務株(日就株では大省メ県パ会職ホ(会職会勤法・関連を受けるでは、現本には、現式常団ないでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	(第一東京弁護士事務所のアートナー 上書 所のアートナー とはITサービスガーと で現職 まっている では、	て会) (ドライン研究 ・あおば法律事 ・ あ監査役 就任 ・ 大 監督役員 ・ 監査 と 就任 ・ テイメント ・ 振興セト報員 ・ 保る香委員 ・ 審査委嘱
			会議」委員	就任(現職)	

- 1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 2. 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- 3. 上記監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の業務全般 を監督しております。

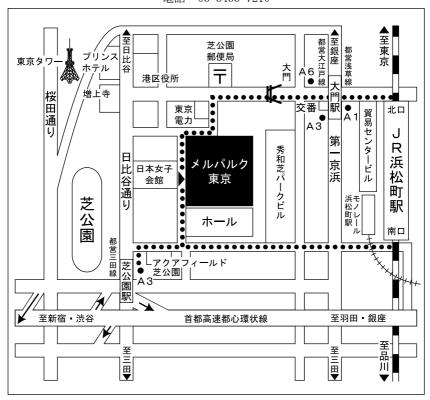
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づく現行規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以上

投資主総会会場ご案内図

〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号 メルパルク東京 4階 孔雀の間 電話 03-3433-7210



会場まで

- IR
 - 浜松町駅(北口)又は(南口)S5階段「金杉橋方面」から徒歩8分
- ●モノレール
 - 浜松町駅(北口)から徒歩8分
- ●地下鉄

芝公園駅 (都営三田線) A3出口から徒歩2分

大門駅(都営浅草線「京浜急行乗入」、都営大江戸線) A 3 出口から徒歩 4 分 A 6 出口から徒歩 4 分

A1出口から徒歩5分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。